

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、国分寺町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年10月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	末澤 尚規	高松市国分寺町新居1045番地	平成19年5月23日
〃	川染 勉	〃 〃 福家甲2988番地	〃
〃	福家 郁賀	〃 〃 新居544番地	〃
〃	寺島 邦夫	〃 〃 〃 3557番地	〃
〃	亀井 正男	〃 〃 国分854番地3	〃
〃	羽原 幸夫	〃 〃 〃 806番地	〃
〃	植松 浩一郎	〃 〃 福家甲603番地1	〃
〃	太田 一馬	〃 〃 新名662番地2	〃
〃	岡 隆雄	〃 〃 〃 969番地1	〃
〃	南側 定	〃 〃 柏原263番地2	〃
監事	作花 光男	〃 〃 福家甲1810番地	〃
〃	猪原 俊一	〃 〃 新居1677番地	〃
〃	山越 剛	〃 〃 国分19番地2	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	末澤 尚規	高松市国分寺町新居1045番地	平成19年5月25日
〃	川染 勉	〃 〃 福家甲2988番地	〃
〃	福家 郁賀	〃 〃 新居544番地	〃
〃	泉川 邦弘	〃 〃 〃 1656番地2	〃
〃	亀井 正男	〃 〃 国分854番地3	〃
〃	羽原 幸夫	〃 〃 〃 806番地	〃
〃	植松 浩一郎	〃 〃 福家甲603番地1	〃
〃	太田 一馬	〃 〃 新名662番地2	〃
〃	岡 隆雄	〃 〃 〃 969番地1	〃
〃	南側 定	〃 〃 柏原263番地2	〃
監事	作花 光男	〃 〃 福家甲1810番地	〃
〃	猪原 俊一	〃 〃 新居1677番地	〃
〃	山越 剛	〃 〃 国分19番地2	〃